

## 第 82 回 国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第 82 回 国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「第 82 回 国民スポーツ大会・第 27 回 全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けることで、県民がスポーツの持つ楽しさや感動を享受できる大会を目指す。
- (2) 「する」「みる」「ささえる」など様々な形でデモスポに参加し、健康増進や体力向上への関心を高め、生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとする。
- (3) デモスポを通じて、地域スポーツの普及・振興を推進するとともに、世代間や地域間の交流の輪を広げ、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」を目指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、「第 82 回 国民スポーツ大会・第 27 回 全国障害者スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技及び公開競技以外の競技で、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）の加盟団体が実施又は県スポーツ協会が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、または、普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (4) 市町村、競技団体の開催希望があること。

### 3 競技会場地市町村の選定

競技会場地は、「第 82 回 国民スポーツ大会・第 27 回 全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、本大会については、令和 10 年 4 月 1 日から閉会までとし、冬季大会については、令和 10 年 1 月 1 日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として 1 日とする。

### 5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、「第 82 回 国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」の定めるところによる。